

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 財産の取得に係る変更契約の締結について(町営バス)

令和3年3月18日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得に係る変更契約の締結について(町営バス)

令和 3 年 2 月 2 4 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年7月22日付けで議決を得た「議案第99号財産の取得について(町営バス)」に関し、議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について(平成20年琴浦町議会告示第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

【当初契約】

- 1 取得財産名 町営バス(小型ノンステップバス)
- 2 納品場所 琴浦町大字徳万591番地2 琴浦町役場
- 3 納期限 令和3年2月26日
- 4 購入金額 一金 20,948,190 円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
 - (1) 住所 鳥取県鳥取市古海601番地4
 - (2) 氏名 株式会社 日ノ丸総本社 代表取締役 岡周一

変更後	変更前
3 納期限 <u>令和3年3月22日</u>	3 納期限 <u>令和3年2月26日</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

24日間の延長

【変更理由】

バスのラッピングデザイン作成に当たり、当初予定より期間を要したため。